

平成30年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年11月9日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則 (欠席)
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔 (欠席)
23番 金子 耕三	26番 空閑 宏典	

(※20番から23番は、代表推進委員)

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石橋 一良
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	寺岡 滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊揚

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 　ただ今より、平成30年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。本日、2番樋口委員、3番田中委員より欠席の届出があります。そのため、担当委員の変更があります。議案書13頁、審議番号7番及び、16頁、審議番号2番の担当委員に、26番空閑委員。次に、19頁、審議番号9番の担当委員に、23番金子委員へ変更となっております。
- ただ今の出席委員は農業委員17名、推進委員4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
- それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に7番原野委員、8番森部委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(松尾)1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計29件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番から29番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 議 長 　なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 　賛成の挙手。
- 議 長 　賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から29番について、これを受理いたします。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 　(松尾)6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課(大山) 　詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 　事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 　異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 　賛成の挙手。
- 議 長 　賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 　(寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 　事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の3番田中委員、26番空閑委員を指名いたします。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(寺岡)審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 　事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(寺岡)審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 　事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員を指名いたします。

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、議案第2号、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。15頁まで13件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は贈与、権利移転の理由として、譲受人の規模拡大、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、譲受人は親戚である相手からの要望という事で農地法第3条第2項には該当いたしません。譲渡し人は転出により耕作困難なためです。譲渡し人は譲受人の奥さんのイトコにあたるそうで、今後はブロッコリーを作るそうです。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次の審議番号3番について、

私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「ありません。」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長) 議長を交代しました。

次の、審議番号4番と5番は、関連がございますので一括審議といたします。それでは、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号4番及び5番について説明いたします。契約内容は交換。譲渡人は535㎡しか農地がありませんが、農業委員会のあっせんによる交換であれば譲受人の経営面積が下限面積を下回らないかぎり権利移転ができます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 審議番号4番及び5番について、質問や意見はありませんか。

議長 ないようですので、審議番号4番及び5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番及び5番は許可といたします。

次に、13頁、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号6番について説明いたします。契約内容は売買、譲受人は相手方の要望、譲渡人は労力不足となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 次に、推進委員より補足説明はございませんか。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。26番空閑委員。

26番 (空閑委員) 審議番号7番について説明いたします。審議番号番について説明いたします。

契約内容は売買。譲渡人は高齢のため、譲受人は相手方の要望です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議長 ないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番を許可といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番手嶋委員。

- 1 1 番 (手嶋委員) 審議番号 8 番について説明いたします。契約は売買。譲渡人は離農のため、譲受人は規模拡大、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。譲渡し人は叔父にあたるそうです。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
- 議 長 審議番号 8 番について、質問や意見はありませぬか。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
- 次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番櫻木委員。
- 1 4 番 (櫻木委員) 審議番号 9 番について説明します。審議番号 9 番について説明いたします。契約は売買、譲受人は規模拡大、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。譲渡し人は規模縮小です。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
- 議 長 審議番号 9 番について、質問や意見はありませぬか。
- 議 長 ないようですので、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。
- 次に、審議番号 1 0 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番櫻木委員。
- 1 4 番 (櫻木委員) 譲渡人の離農によるもので譲受人との間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号 1 0 番について、質問や意見はありませぬか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号 1 0 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 0 番を許可といたします。次に、審議番号 1 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 番藤原委員。
- 1 番 (藤原委員) 審議番号 1 1 番について説明します。契約は売買。譲渡人は高齢による労力不足により管理できないとの事で譲受人は、申請地の横に農地を所有してあります。何ら問題はないと思ひます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号 1 1 番について、質問や意見はありませぬか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号 1 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。
- 次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 8 番伊藤委員。
- 1 8 番 (伊藤委員) 審議番号 1 2 番について説明します。農地の現況は柿を栽培されています。譲渡人は高齢のため譲受人は柿専業農家です。贈与にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思ひます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく

お願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番 （畑委員）審議番号13番について説明します。申請人は従兄弟どうしです。譲渡人は遠方で耕作不便なため現在の借り手に買ってもらい譲受人は規模拡大にて売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番を許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席お願いします。

（暫時休憩「現地ビデオ」）

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

ここで、10分間休憩いたします。14時37分より再開いたします。

（休憩：14時27分から14時37分）

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

議案第4号「農農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案書により説明。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

（議長交代：会長 → 伊藤副会長）

議長 （伊藤副会長）議長を交代しました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号1番について説明します。転用の目的、集合住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水道にて処理します。雨水は既設の水路へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
それでは、議長を後藤会長と交代します。
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議 長 (後藤会長)議長を交代しました。
- 26番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。26番空閑委員。
(空閑委員)審議番号2番について説明します。現地は先ほどビデオにて見ていただきましたとおりです。転用の目的、農業用倉庫兼休憩所、ビデオにもありましたがすでに建っている施設もありますので始末書添付となっています。転用理由は作業場、堆肥置場、農作業の利便性向上のため、農業用施設を整備するものです。申請者は野菜苗とか花壇苗を作られていて雇用者の環境整備も含めて今回の申請となっております。農用区域内にある農地に該当、農業用施設用地、農用区域内です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、17頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (水落)17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。19頁まで9件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員)審議番号1番について説明します。転用の目的、ビデオでもありましたとおり既存の駐車場の横に5台分の有料駐車場を拡張するものです。雨水については、横の〇〇川に流すそうです自然排水となります。よろしくお願ひします。
- 議 長 5番委員。農地法の運用をお願いします。
- 5番 (手嶋委員)農地法の運用は、その他の農地に該当します。農用区域外、第2種農地、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に審議番号2番から5番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長)議長を交代しました。
- 19番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
(後藤委員)審議番号2番について説明します。転用の目的、一時転用です。近所の下水道

工事を市から請け負ったため、一時的に露天資材置場を整備するもので、転用期間は、平成31年2月末まで、農地法の運用は、農用地区域内にある農地に該当。農用地区域内、農用地区域内農地。審議の程、よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号3番について説明します。社宅用駐車場です。譲受人と譲渡し人はイトコどうしです。農地法の運用、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分、都市計画用途区域内、第3種農地。審議の程よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号4番について説明します。賃貸料収入を得るため、貸集配施設を建設するものです。用途区分、都市計画用途区域内、第3種農地。用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号5番について説明します。契約は売買です。転用の理由は、隣接する事務所の従業員・来客用駐車場が不足しているため整備するものです。21台です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分、都市計画用途区域内、第3種農地。審議の程よろしくお願いたします

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
- (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議 長 (後藤会長)議長を交代しました。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 (手島委員)審議番号6番について説明します。転用の目的、自己用住宅の建設です。現在、借家住まいのため、妻の叔父の土地を譲り受けて自己用住宅を建築するもので、排水についてはU字側溝を受けて流します。
(「下水は合併浄化槽ですか」と呼ぶ者あり)。
(「そうです」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員)審議番号7番について説明します。転用の目的、農家住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水道にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。
- 13番 (田中委員)審議番号8番について説明します。転用の目的及び理由について、露天資材置場、事業拡張により隣接する資材置場が手狭となったため、拡張するものです。参考に既存敷地が526㎡です。農地法の運用について、10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 他に、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。23番金子委員。

- 23番 (金子委員) 審議番号9番について説明します。契約内容は使用貸借、転用の目的、自己用住宅、現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽に流します。近隣の承諾は得てあります。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 他に、審議番号9番について、質問や意見はありませぬか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。
- 事務局 (寺岡) 20頁をお願ひします。審議番号1番は、推進機構からの買入れです。審議番号2番については、推進機構への売渡です。以上、1番から2番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第6号、審議番号1番から審議番号2番までを一括とし、質問や意見はありませぬか。
(なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 ないようですので、議案第6号、審議番号1番から審議番号2番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。22頁まで3件ございませぬか。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。申請土地については、先ほどビデオにて見ていただきましたとおりです。農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませぬか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。審議番号1番と同じところで隣接しております。農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。ご審議よろしくお願ひいたします。現状は、先ほどビデオにて見ていただいたとおりです。ご審議よろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号3番については、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
（議長交代：会長 → 伊藤副会長）
- 議 長 （伊藤副会長）議長を交代しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）ビデオで見られたと思います。20年程まえに住宅の塀が建設されてますので今回の非農地申請となっております。
- 事務局 （松尾）事務局より補足説明いたします。非農地判断については20年以上、非農地状態のものでありますが今回の申請地の隣に自宅がございますが、昭和60年7月に住宅増築転用の許可を取っており、昭和61年3月に増築されておりますので、今回の塀もそのときに建てられているとの事で30年以上経過しているものでございます。ビデオ上映の際に年数を申し上げておりませんでしたので、ここで補足いたします。
- 議 長 推進委員の補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 他に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 ないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15：05）